

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業

要求水準書 新旧対照表

No	頁	第	1	(1)	ア	他	要求水準書（案）（令和８年４月２７日修正版）	要求水準書
1	2	1	1	(2)			佐野市教育振興基本計画（令和 ４ 年３月策定では、「豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念としている。	佐野市教育振興基本計画（令和８年３月策定では、「豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念としている。
2	3	1	2	(1)			市が追加用地を取得した際には、 活用方法について市と協議することとし、事業者が本事業の一部として整地・舗装等を行うこと。	市が追加用地を取得した際には、 その一部を本校の外構等として利用することも検討している。 実際の追加用地の活用方法については事業者の提案も踏まえ市と協議の上、決定し、事業者が本事業の一部として設計・施工及び維持管理を行うこと。
3	3	1	2	(1)			こどもクラブを追加用地内に建設することとなった場合にも、同じく整備用地を整地した状態で令和１２年９月までに引き渡すこととし、提案段階で事業予定地内に確保していた整備用地の利用方法については市と協議すること。	こどもクラブを追加用地内に建設することとなった場合にも、同じく整備用地を整地した状態で令和１２年９月までに引き渡すこととし、提案段階で事業予定地内に確保していた整備用地の利用方法については市と協議すること。 なお、こどもクラブの整備用地については、維持管理業務の対象外とする。
4	19	2	1	(3)	②	キ-(a)	設計上必要 死角となる箇所等に防犯カメラを設置すること。	死角となる箇所等、 設計上必要な箇所 に防犯カメラを設置すること。
5	33	4	1	(1)			維持管理業務の対象は、外構を含めた本施設全体とする。	維持管理業務の対象は、外構、 追加用地（市が取得した場合に限る。） を含めた本施設全体とする（ こどもクラブ整備用地を除く。 ）。

6	33	4	1	(2)		業務期間は、令和 12 年 4 月 1 日 -(月)- から令和 27 年 3 月 31 日 -(金)- までとする。	業務期間は、令和 12 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日までとする。
7	37	4	4			事業者は、 本敷地内 の外構等（屋外運動場や工作物等を含む。）に関し、関連法令に従い、美観を保ち、年間を通じて利用者の安全性を確保するよう維持管理すること。	事業者は、 事業予定地内及び追加用地内（市が取得した場合に限る。） の外構等（屋外運動場や工作物等を含む。）に関し、関連法令に従い、美観を保ち、年間を通じて利用者の安全性を確保するよう維持管理すること（ こどもクラブ整備用地を除く。 ）。
8	40	4	8			事業者は、事業期間中、維持管理対象施設の建築物、建築設備 及び 外構が要求水準に示す性能及び機能を保ち、劣化に伴う機能低下を防止するため、必要な修繕又は更新を行うこと。	事業者は、事業期間中、維持管理対象施設の建築物、建築設備、外構 及び 什器・備品が要求水準に示す性能及び機能を保ち、劣化に伴う機能低下を防止するため、必要な修繕又は更新を行うこと。
9	40	4	8	(1)	(a)	事業者は、事業期間全体の長期修繕（保全）計画を作成し、市及び佐野市立佐野小学校又は本校に提出 する こと。	事業者は、事業期間全体の長期修繕（保全）計画を作成し、市及び佐野市立佐野小学校又は本校に提出し、 承諾を得る こと。
10	40	4	8	(2)		(b) 修繕又は更新の実施に当たっては、事業者がその具体的な修繕又は更新方法及び費用等を提案し、市及び佐野市立佐野小学校又は本校の承諾を得て実施するものとする。 (c) 事業者は、修繕又は更新を実施した場合、修繕箇所について、市及び佐野市立佐野小学校又は本校の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕又は更	(b) 事業者は、施設の状態を踏まえ、経常修繕として、必要な修繕及び更新を適切に実施すること。なお、実施方針のリスク分担表 No.57 及び No.58 に示す、市が負担する施設の損害に対する修繕及び更新もその一部として実施すること。 (c) 修繕又は更新の実施に当たっては、事業者がその具体的な修繕又は更新方法及び費用等を提案

						新の設計図及び完成図等の書面を市及び佐野市立佐野小学校又は本校に提出すること。 (d) 長期修繕（保全）計画は、施設の劣化状況等を踏まえて毎年度、内容を更新し、毎年度の維持管理業務計画書と併せて市及び佐野市立佐野小学校又は本校へ提出すること。	し、市及び佐野市立佐野小学校又は本校の承諾を得て実施するものとする。 (d) 事業者は、修繕又は更新を実施した場合、修繕箇所について、市及び佐野市立佐野小学校又は本校の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕又は更新の設計図及び完成図等の書面を市及び佐野市立佐野小学校又は本校に提出すること。 (e) 長期修繕（保全）計画は、施設の劣化状況等を踏まえて毎年度、内容を更新し、毎年度の維持管理業務計画書と併せて市及び佐野市立佐野小学校又は本校へ提出すること。
11	40	4	8	(3)		(a) 事業者は、事業期間全体での修繕費を総額 21,945 千円（税込）とし、長期修繕（保全）計画を作成し、市の承諾を得ること。なお、修繕費は平準化し、毎事業年度 1,463 千円（税込）を事業者に支払うこととし、執行残額が生じた場合は、事業終了時に市に返還するものとする。	(a) 事業者は、事業期間全体での修繕費の上限を 21,945 千円（税込）として計上すること。なお、修繕費は平準化し、毎事業年度 1,463 千円（税込）を事業者に支払うこととし、執行残額が生じた場合は、事業終了時に市に返還するものとする。 (b) 修繕費の範囲内で、修繕業務を実施すること。ただし、修繕費の不足が見込まれる場合には、対応について事前に市と協議すること。